

平成 26 年度

木の香る淡海の家推進事業 実績のまとめ (125戸)

棟 上



県産木材活用推進協議会

# 平成 26 年度 木の香る淡海の家推進事業実績

- 1) 26 年度事業の概要
- 2) びわ湖材使用量の確認
- 3) 募集時期、地域（市町）別決定戸数
- 4) 工務店、納材業者 別建築戸数
- 5) 建築面積、単価、建築費等

## はじめに

平成 21 年度からスタートした助成金制度による「木の香る淡海の家推進事業」は 6 年目となり、本年度についても、例年のように 4 月 15 日から開始し、5 月 15 日までの期間で 1 回目の募集をおこない、2 回目は 5 月 16 日から 6 月末まで、以降月初めから、月末までの募集を行った。

本年度は、4 月から消費税が 5 % から 3 % 上がり 8 % になることから、全国的に木造住宅着工数が昨年に比べ大幅に減少し、申請期限の 11 月末時点で 20 戸以上残となったため、応募要領に基づき申請期限を 12 月 20 日まで延長するとともに、同一業者の申請戸数を 10 戸から 15 戸にした。

結果、12 月 20 日で 125 戸となり、助成金額で 140 万円の残となった。

なお、耐震の申請はなかった。

毎回実施される審査会は 7 名（森林組合連合会、建設業協会、建築士会、建築住宅センター、建築組合、木材協会、森林政策課）の審査員で構成され、締め切り後の早い時期に、提出書類を審査し、条件に合致し、不備がなければ助成を決定した。その後、決定者に対して、事業の目的、提出書類、現場確認、注意事項等についての説明会を開催した。

## 1. 平成 26 年度事業の概要

滋賀県における森林の多面的機能の発揮と「びわ湖材」の普及啓発及び円滑な流通を促進するため、以下の内容で事業を行った。

(助成内容)

区 分	1 戸当たりのびわ湖材の使用量	助成金額	びわ湖材の使用基準
I	7.5 m <sup>3</sup> 以上 15 m <sup>3</sup> 未満	30 万円	構造材 3 m <sup>3</sup> 以上使用
II	15 m <sup>3</sup> 以上	40 万円	構造材 5 m <sup>3</sup> 以上使用

- ・ 1 戸建て専用住宅等（事務所、商店が対象に追加）で、バリアフリーに配慮
- ・ 構造材とは、土台、大引、柱（通、管）、梁（小屋梁含む）、桁、胴差、母屋、棟木、隅木、小屋束、火打、方づえ等とする。
- ・ びわ湖材製品も助成対象とする（針葉樹合板、集成材）  
使用基準 区分 I では 1.5 m<sup>3</sup>を限度（使用量の 1/2 で精算 3 m<sup>3</sup>×1/2）  
区分 II では 3.0 m<sup>3</sup>を限度（使用量の 1/2 で精算 6 m<sup>3</sup>×1/2）
- ・ びわ湖材取扱認定業者により、製材された製品であること。
- ・ 応募要領により提出書類を提出すること等

## 2. びわ湖材使用量の確認

一段階として、提出された申請書には、びわ湖材使用計画書及び貼付図面（平面図、立面図、伏せ図等）に使用箇所、部材名、寸法、規格が分かるようにしておくとともに、納材業者（びわ湖材取扱業者）の納材確約書の添付を義務付けている。

二段階として、上棟等びわ湖材の使用が概ね完了した時点で、現地の確認を協議会が実施している。この時、びわ湖材証明書とともに納品書の提出を義務付けている。

現地確認は、申請書類（主にびわ湖材利用計画書）に基づき実施しているが、申請時と棟上時で使用量が異なる場合は、実際の利用実績を提出させ、それに基づき確認を行っている。

## 3) 募集時期、地域（市町）別決定戸数

募集時期は、4月15日から5月15日（1回目）、5月16日から6月30日（2回目）で後は7月、8月、9月、10月、11月、12月の8回

### 新築等助成（申請月別決定内容）

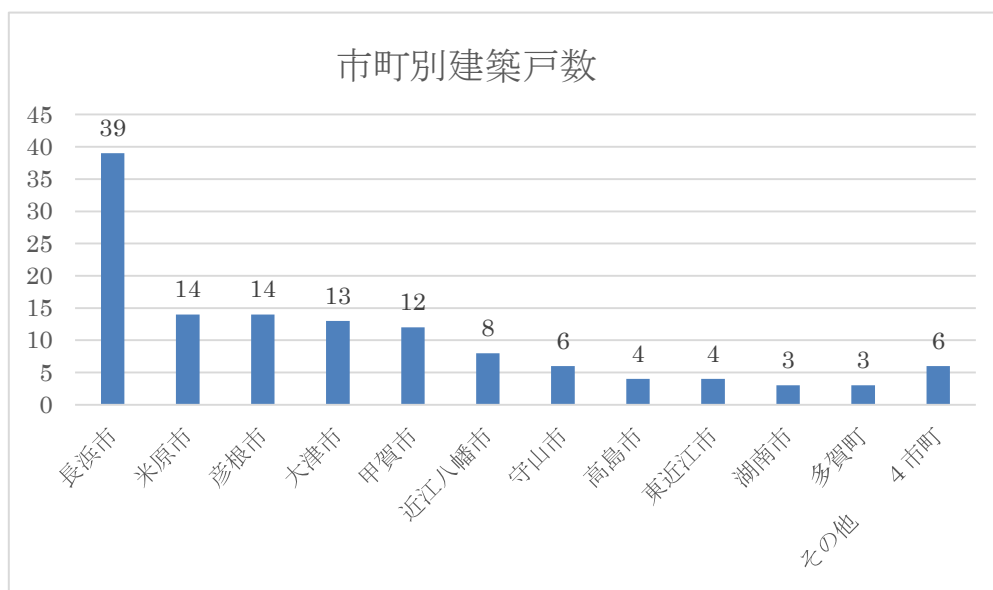
申請期間	使用数量別戸数（戸）			予定補助額 万円	使用県産材量 m <sup>3</sup>
	7.5 m <sup>3</sup> ～15 m <sup>3</sup>	15 m <sup>3</sup> 以上	計		
4月15日～5月15日	8	18	26	9,600	418.21
5月16日～6月30日	12	12	24	8,400	330.20
7月1日～7月31日	7	6	13	4,500	168.56
8月1日～8月31日	8	3	11	3,600	125.38
9月1日～9月30日	6	3	9	3,000	101.26
10月1日～10月31日	8	4	12	4,000	152.99
11月1日～11月30日	6	5	11	3,800	143.48
12月1日～12月20日	9	10	19	6,700	259.19
計	64	61	125	43,600	

### 建築市町別実績

長 浜 市	39 戸	近江八幡市	8	多 賀 町	3
米 原 市	14	守 山 市	6	草 津 市	2
彦 根 市	14	高 島 市	4	野 洲 市	2
大 津 市	13	東近江市	4	豊 郷 町	1
甲 賀 市	12	湖 南 市	3		

未実施 栗東市、竜王町、甲良町、日野町、愛荘町

125 戸

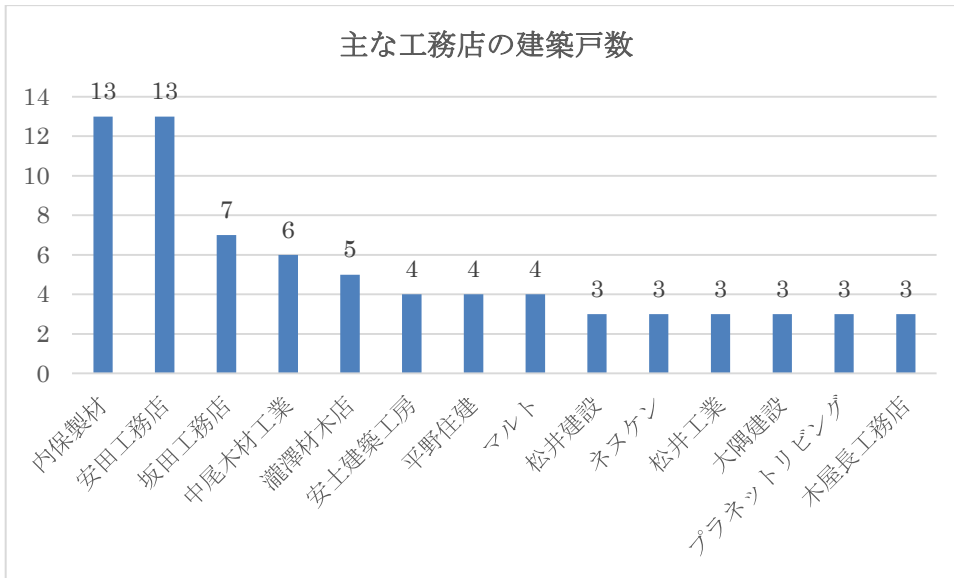


建築場所については、長浜市が39戸と1市で3割を越えており、米原、彦根市を合わせると5割を越える実績であった。次いで、大津市、甲賀市と続くが、例年より戸数、割合とも減少し、特に今年度は湖北、湖東中心の実績であった。

#### 4) 工務店（建築戸数）、納材業者（納入戸数）

工務店	単位：戸
内保製材	13
安田工務店	13
坂田工務店	7
中尾木材工業	6
瀧澤材木店	5
安土建築工房	4
平野住建	4
マルト	4
松井建設	3
ネヌケン	3
松井工業	3
大隅建設	3
プラネットリビング	3
木屋長工務店	3
その他(1戸～2戸)	51
計	125戸

納材業者	単位：戸
スンエン長浜	16
滋賀原木	16
内保製材	13
伊藤源	13
鳥居木材	6
甲賀林材	5
瀧澤材木店	5
丸和産業	4
速水林業	4
下村木材	4
滋賀中央森林組合	4
中尾木材工業	4
白川製材	3
大隅木材	3
その他(1戸～2戸)	25
計	125戸

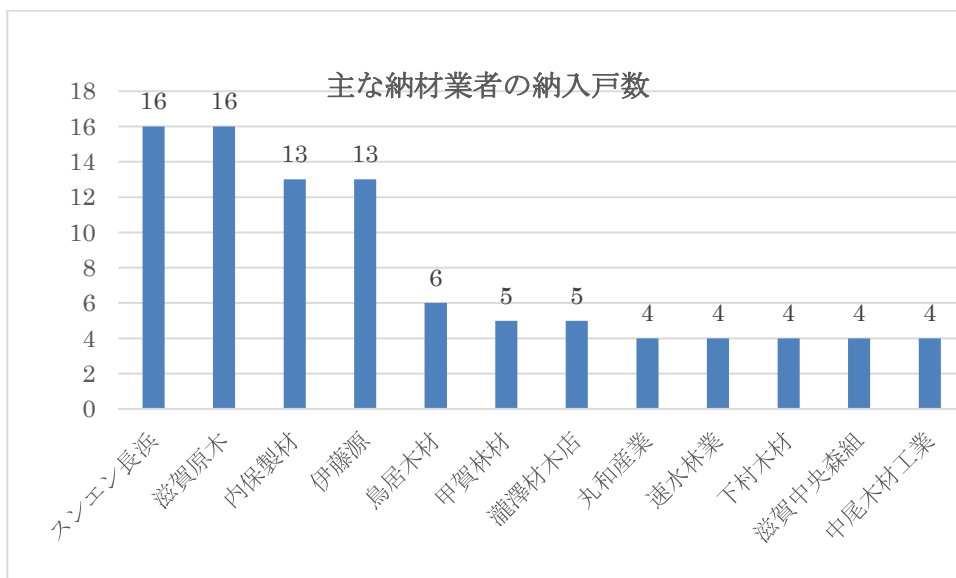


#### 木の香淡海の家推進事業 主な工務店(単位:戸)

主な工務店は、上記の表、図のとおりである。内保製材及び安田工務店が1社当たり13戸を建築し、坂田工務店、中尾木材工業がこれに続いている。全体としてはやはり、建築戸数の多い、湖北の業者が熱心に取り組んでいる。

また、建築費、建築面積についても、比較的湖北が高くて、広い。

#### 木の香淡海の家推進事業 主な納材業者(単位:戸)



納材業者は施工現場に近い湖北、湖東の業者が多い。  
 主な納材業者はスンエン長浜と滋賀原木が 16 戸、伊藤源、内保製材  
 が 13 戸、鳥居木材が 6 戸、甲賀林材と瀧澤材木店が 5 戸となっており、  
 大半が木材協会会員である。

## 5) 建築面積、単価、建築費等

建築戸数：125 戸 建築助成額：43,600 千円、建築費：約 34 億 5 千万円  
 木材使用量：3,006 m<sup>3</sup> (内県産材 1,700 m<sup>3</sup>)

特に湖北の長浜市は 8 市町の合併で地域が広域となったこともあるが、39 戸と 1 市で 30%  
 を超える申請があった。

昨年と同様 県北部の農村地域での建築が多いのが特徴である。

当制度による県産材使用量は約 1,725 m<sup>3</sup>で、1 戸当たりの使用量は 13.6 m<sup>3</sup>となっている。

建築費の総額は、34 億 5 千万円で、建築資材、雇用の確保等地域経済の活性化に大きく寄与  
 している。

なお、今回未実施は、県下で 4 市町、栗東市、竜王町、甲良町、日野町であった。

今年度は、26 年 4 月の消費税アップの関係で、住宅着工数が減少し、申請件数が目標におお  
 きく達しなかったため、申請期間を 11 月 30 日から 12 月 20 日まで延ばして実施した。

単位：千円、m<sup>3</sup>

坪当たり使用木材	坪当たり単価	1 戸当たり坪数	使用量に占める県産材の割合
0.575	661	41.8	57%
1 戸当たり建設費	平均助成額	1 戸当たり木材使用量	1 戸当たり県産材使用量
27,654	348.8	24	13.6

### (参考)

1 2 月 1 5 日時点では 1 2 7 戸に対して助成を決定したが、27 年 3 月に入ってから、2 社か  
 ら諸般の事情により 3 月末までに検査を受ける見込みが立たなくなったので、補助事業を辞退  
 したいとの申し入れがあり、事情等を調査した結果、やむを得ないと判断しました。

結果 125 戸の実績となりました。